

特別区長会と北海道町村会の 連携協力に関する協定書

特別区長会と北海道町村会は、双方の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特別区長会と北海道町村会が相互の立場を尊重しつつ、多面的な連携・協力を推進し、地方創生の新時代に向けて東京23区と道内町村（広域）が共に発展・成長しながら共存・共栄を図っていくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 特別区長会と北海道町村会は、次に掲げる事項について、連携・協力を多面的に推進する。

- （1）東京23区と道内町村（広域）の交流促進に関すること
- （2）住民同士の交流促進に関すること
- （3）その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、特別区長会と北海道町村会のいずれからも通知がない限り、満了の翌日から1年毎に自動的に更新する。

（その他）

第4条 本協定に定めるもののほか、連携・協力に関する細目その他の事項については、必要に応じ、特別区長会と北海道町村会が協議してこれを定める。

2 前項の手続きは、本協定について疑義又は変更の必要が生じた場合も同様にこれを行う。